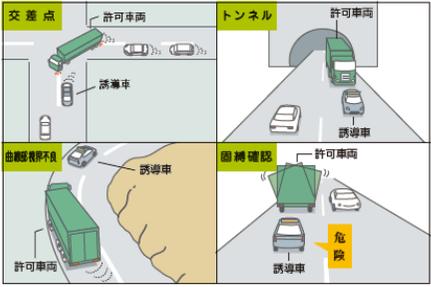
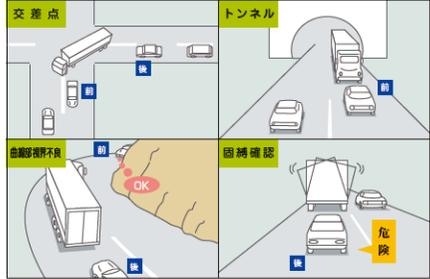


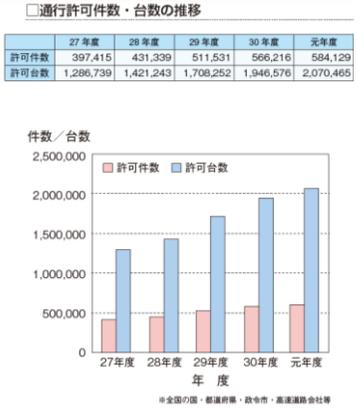
	新	旧 (2019年8月改訂版)	備考																																		
表紙			表紙デザイン色の変更																																		
P30	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記号区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>重量に関する条件</th> <th>寸法に関する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>特別な条件を付さない。</td> <td>特別な条件を付さない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>徐行をすることを条件とする。</td> <td>徐行をすることを条件とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。</td> <td>(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。  (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で通行することをいう。 (注)誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な講習修了書を有する者)に限るが運転するものであることを確認できるものに限る。</p>	記号区分	内 容		重量に関する条件	寸法に関する条件	A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。	B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。	C	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。  (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。	D	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分記号</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>重量についての条件</th> <th>寸法についての条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>徐行等の特別な条件を付さない。</td> <td>徐行等の特別な条件を付さない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>徐行および進行禁止を条件とする。</td> <td>徐行を条件とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。</td> <td>徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「進行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。</p>	区分記号	内 容		重量についての条件	寸法についての条件	A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。	B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。	C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。		特殊車両通行許可限度算定要領の一部改正に伴う通行条件の変更
記号区分	内 容																																				
	重量に関する条件	寸法に関する条件																																			
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。																																			
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。																																			
C	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。  (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。																																			
D	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)																																				
区分記号	内 容																																				
	重量についての条件	寸法についての条件																																			
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。																																			
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。																																			
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。																																			
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。																																				

<p>P31</p>	<p>A 条件 許可車両 特別な条件を付さない</p> <p>B 条件 許可車両 徐行</p> <p>C 条件 許可車両 徐行 同一径間に他車がない状態で進行 許可車両の後ろに誘導車配置 赤色内の他車を排除</p> <p>D 条件 許可車両 徐行 他の車道が同一径間の架橋構造でない状態で進行 許可車両の後ろに誘導車配置 赤色内の他車を排除</p>	<p>A 条件 許可車両 特別な条件を付さない</p> <p>B 条件 許可車両 徐行 進行禁止</p> <p>C 条件 許可車両 徐行 進行禁止 当該車の前後に誘導車配置 赤色内の他車を排除</p> <p>D 条件 許可車両 徐行 進行禁止 当該車の前後に誘導車配置 赤色内の他車を排除 (他車併進不可)</p>	<p>誘導車の配置条件の変更に伴うイラスト更新</p>								
<p>P31</p>	<p>●誘導車の配置条件が付される場合</p> <table border="1"> <tr> <td>重量に関する場合</td> <td>車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後ろに誘導車を配置します。</td> </tr> <tr> <td>寸法に関する場合</td> <td>車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。</td> </tr> </table>	重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後ろに誘導車を配置します。	寸法に関する場合	車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。	<p>●誘導車の配置条件が付される場合</p> <table border="1"> <tr> <td>重量に関する場合</td> <td>車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。</td> </tr> <tr> <td>寸法に関する場合</td> <td>車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。</td> </tr> </table>	重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。	寸法に関する場合	車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。	<p>誘導車の配置条件変更に伴う更新</p>
重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後ろに誘導車を配置します。										
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。										
重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。										
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいかまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。										
<p>P31 ～32</p>	<p>●特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン</p> <p>誘導車の基本的役割、誘導車とする車両、誘導車の運転者及び誘導措置等に関する内容については、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」によるものとして下さい。</p> <p>なお、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」及び誘導車を運転する運転者が受講する国土交通省の「オンライン講習」のURLは以下のとおりです。</p> <p>○特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン URL : <a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf</a></p> <p>○国土交通省オンライン講習 URL : <a href="https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijiken/koshu/">https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijiken/koshu/</a></p>		<p>特殊車両の通行に係る誘導等ガイドラインの策定について追加</p>								

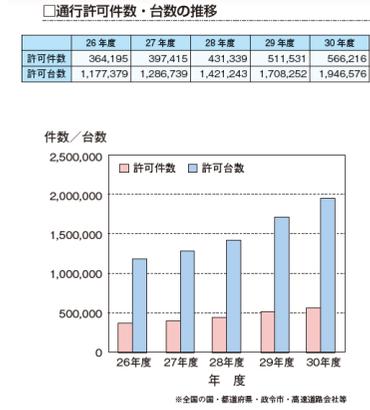
<p>P32</p>	<p>●誘導車の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>特殊車両の通行を補助するため、対向車等の特殊車両周辺を通行する車両の通行の状況、道路の形状、駐車中の車両、工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集するとともに、その結果等について、特殊車両の運転者に対し連絡、助言等すること。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>対向車等の特殊車両周辺を通行する車両に対し注意喚起すること。</td> </tr> </table>	①	特殊車両の通行を補助するため、対向車等の特殊車両周辺を通行する車両の通行の状況、道路の形状、駐車中の車両、工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集するとともに、その結果等について、特殊車両の運転者に対し連絡、助言等すること。	②	対向車等の特殊車両周辺を通行する車両に対し注意喚起すること。	<p>●誘導車の役割の例</p> <table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>①交差点折進時等他の車線を侵すこととなる場合には、他の車両等の安全確保のための措置を講じます。 ②特殊車両の前方の安全確認および走行速度を遵守するようにします。</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>①橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 ②交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 ③後続車両が特殊車両を追越、または停止する際の誘導を行います。 ④積載貨物の固縛状態を確認します。</td> </tr> </table>	前	①交差点折進時等他の車線を侵すこととなる場合には、他の車両等の安全確保のための措置を講じます。 ②特殊車両の前方の安全確認および走行速度を遵守するようにします。	後	①橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 ②交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 ③後続車両が特殊車両を追越、または停止する際の誘導を行います。 ④積載貨物の固縛状態を確認します。	<p>誘導車の配置条件変更に伴う更新</p>
①	特殊車両の通行を補助するため、対向車等の特殊車両周辺を通行する車両の通行の状況、道路の形状、駐車中の車両、工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集するとともに、その結果等について、特殊車両の運転者に対し連絡、助言等すること。										
②	対向車等の特殊車両周辺を通行する車両に対し注意喚起すること。										
前	①交差点折進時等他の車線を侵すこととなる場合には、他の車両等の安全確保のための措置を講じます。 ②特殊車両の前方の安全確認および走行速度を遵守するようにします。										
後	①橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 ②交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 ③後続車両が特殊車両を追越、または停止する際の誘導を行います。 ④積載貨物の固縛状態を確認します。										
<p>P32</p>			<p>同上</p>								
<p>P33</p>	<p>⑦事故のとき 通行中に交通事故を起こした場合は、直ちに警察へ通報を行う等必要な措置をとること。なお、道路構造物等を損傷した場合は、速やかに道路管理者に通報すること。</p>	<p>⑦事故のとき 通行中に交通事故を起こした場合は、直ちに警察及び道路管理者へ通報を行う等必要な措置をとること。なお、道路構造物等を損傷した場合は、速やかに道路管理者に通報すること。</p>	<p>特殊車両通行許可の条件書記載内容に合わせて修正</p>								
<p>P34 ～35</p>	<p>①道路管理者が道路標識によって通行を禁止又は制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、又は許可内容および許可条件に違反して車両を通行させた者</p>  <p>●6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第5号）</p>	<p>①車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は ●6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第4号）</p>	<p>罰則記載条文の変更</p>								

P35	<p>②道路管理者または道路監視員の通行の中止等の命令に違反した者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金 (道路法第 103 条第 6 号)</li> </ul>	<p>②道路管理者または道路監視員の通行の中止等の命令に違反した者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金 (道路法第 103 条第 5 号)</li> </ul>	罰則記載条文の号番号変更																				
P35	<p>⑤路線を定めて道路を自動運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者が、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 100 万円以下の罰金 (道路法第 104 条第 3 号)</li> </ul>	/																					
P35	<p>⑥最高限度を超える車両の通行条件に違反して車両を通行させている者、または基準を超える車両を通行させている者が、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 50 万円以下の罰金 (道路法第 105 条)</li> </ul>	<p>⑤車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 50 万円以下の罰金 (道路法第 105 条)</li> </ul>	罰則条文内容の変更																				
P35	<p>⑦道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、また道路管理者からの立入検査を拒み、若しくは妨げた者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 30 万円以下の罰金 (道路法第 106 条第 2 号)</li> </ul>	/																					
P48	<p>四国地方整備局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付窓口名</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係</td> <td>〒 760-8546</td> <td>高松市福岡町 4-26-32</td> <td>087811-2534</td> </tr> </tbody> </table>	受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号	香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087811-2534	<p>四国地方整備局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付窓口名</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係</td> <td>〒 760-8546</td> <td>高松市福岡町 4-26-32</td> <td>087811-2534</td> </tr> <tr> <td>松山河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係</td> <td>〒 790-8574</td> <td>松山市土居田町 797-2</td> <td>0899720034</td> </tr> </tbody> </table> <p>*オンライン申請の新規受け付けは、香川河川国道事務所のみとなります。</p>	受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号	*香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087811-2534	松山河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 790-8574	松山市土居田町 797-2	0899720034	四国地方整備局管内の窓口集約化に伴う更新
受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号																				
香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087811-2534																				
受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号																				
*香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087811-2534																				
松山河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 790-8574	松山市土居田町 797-2	0899720034																				

P55



P55



通行許可件数・台数の推移の更新

P57

URL : <https://www.jartic.or.jp> (Internet Explorer は未対応)

画面トップ

24時間・5分更新で提供(無料)

- ・渋滞情報(高速/都市高/一般道)
- ・事象規制情報(高速/都市高/一般道)
- ・旅行時間情報(高速/都市高/一般道)
- ・工事行事予定情報(高速/都市高/一般道)
- ・道路画像情報(高速/一般道)
- ・入口出口閉鎖情報(都市高)
- ・冬期閉鎖情報(一般道)
- ・SA/PA情報(高速)

デジタル地図情報

文字情報

P57

URL : <http://www.jartic.or.jp/index.html>

24時間・5分更新で提供(無料)

- ・渋滞情報
- ・事象規制情報
- ・旅行時間情報
- ・入口出口閉鎖情報
- ・工事行事予定情報
- ・冬期閉鎖情報
- ・SA/PA情報
- ・道路画像情報

簡易図形情報

文字情報

道路交通情報 Now!!のリニューアルに伴う画面イメージの更新